

北九州市建築物エネルギー消費性能向上計画の認定に関する実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律(平成27年法律第53号。以下「法」という。)に基づき、北九州市長(以下「市長」という。)が行う法第29条に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱における用語の定義は、法に定めのあるもののほか、次の各号に定めるところによる。

- 一 省エネ性能 法第2条第2号に規定するエネルギー消費性能をいう
- 二 誘導基準 法第30条第1項第1号から第4号までに規定する基準をいう
- 三 審査機関 法第36条の規定による登録を受けた登録建築物エネルギー消費性能判定機関、住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成11年法律第81号。以下「住宅品質法」という。)第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関をいう
- 四 向上計画 法第29条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画をいう。

(認定申請)

- 第3条 法第29条第1項(法第31条第2項の規定により準用する場合を含む。)の規定により認定の申請をしようとする者は、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則(平成28年国土交通省令第5号、以下「施行規則」という。)第20条第1項(法第31条第1項の規定による場合は施行規則第26条)に基づき、申請書の正本及び副本各1通に必要な図書を添えて市長に提出するものとする。
- 2 法第30条第2項の規定による申出(法第31条第2項の規定により準用する場合を含む。)をしようとする者は、前項に定める申請書及び図書のほか、建築基準法(昭和25年法律第201号)第6条第1項に規定する確認の申請書の正本1通及び副本1通を併せて市長に提出するものとする。

(審査機関の技術的審査)

- 第4条 法第29条第1項(法第31条第2項の規定により準用する場合を含む。)の規定による認定の申請をしようとする者は、当該申請を行う前に、建築物エネルギー消費性能向上計画が、誘導基準に適合していることについて、審査機関による技術的審査を受けることができる。
- 2 申請者は、第1項の技術的審査を受けた場合において、審査機関が発行する誘導基準に適合していることを証する書類(以下「適合証」という。)の写しを申請書に添付することができる。
- 3 前項に定める適合証は、次の各号に掲げる申請の種類に応じ、それぞれ当該各号に掲げる機関が発行したものであること。
- 一 非住宅建築物、又は複合建築物における非住宅部分が認定対象の場合 登録建築物エ

エネルギー消費性能判定機関

二 住宅のみの用途に供する建築物、又は複合建築物における住宅部分が認定対象の場合
登録住宅性能評価機関

4 第2項の規定により添付する適合証は、当該申請に係る誘導基準の全てについて、適合していることを証したものでなければならない。

(認定申請に必要な図書)

第5条 施行規則第20条第1項及び施行規則第26条のその他所管行政庁が必要と認める図書は別表(ア)欄の区分に応じ、それぞれ同表(イ)欄に定めるものとする。

(申請の取下げ)

第6条 法第29条第1項(法第31条第2項の規定により準用する場合を含む。)の規定による認定の申請を取り下げようとする者は、「認定申請取下届」の正本1通及び副本1通を市長に提出するものとする。

2 前項の場合において、認定申請書の正本及びその添付図書は返却しないものとする。

(建築等の取りやめ)

第7条 建築物エネルギー消費性能向上計画に基づく建築物の新築等を取りやめようとする者は、「認定建築物エネルギー消費性能向上計画に基づく建築物の建築を取りやめる旨の申出書」の正本1通及び副本1通に、認定通知書及び認定申請書の副本並びにその添付書類を添えて市長に提出するものとする。

(認定しない旨の通知)

第8条 市長は、法第29条第1項(法第31条第2項の規定により準用する場合を含む。)規定による認定の申請内容が、当該申請に係る誘導基準に適合しない場合は、「認定しない旨の通知書」により申請者に通知するものとする。

(審査の委託)

第9条 市長は、法第29条第1項(法第31条第2項の規定により準用する場合を含む。)の規定による認定の申請があった場合は、第4条第1項の規定により技術的審査を受けた場合を除き、認定に係る審査の一部を、審査機関に委託することができる。

(市長以外の者の指示による申請書等の補正)

第10条 前条の規定により、市長が審査を委託した場合において、当該委託をした後に、申請書又はその添付図書に関して補正を要する事項が明らかとなった場合は、市長は当該事項の補正を、委託を受けた者の指示により行わせることができる。

(軽微な変更)

第11条 施行規則第25条に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画における軽微な変更の範囲は、次の各号に定めるところによる。

- 一 省エネ性能の評価に影響しない記載事項等の変更
- 二 省エネ性能が向上する変更
- 三 前2号又は建築物エネルギー消費性能向上計画の根本的な変更を除き、省エネ性能の再評価によって誘導基準の適合が明らかな変更

(軽微変更該当証明書の交付)

第12条 施行規則第28条の規定に基づき軽微な変更該当していることを証する書面の交付の申請をしようとする者は、「軽微変更該当証明申請書」の正本1通及び副本1通に、それぞれ法第29条に基づく向上計画、若しくはその写し、変更内容を記載した図書を添付し市長に提出するものとする。

- 2 市長は、前項の規定による申請の内容が、施行規則第25条に規定する軽微な変更該当すると認める場合は、「軽微変更該当証明書」により申請者に通知するものとする。
- 3 市長は、1の項目の規定による申請の内容が、施行規則第25条に規定する軽微な変更該当しないと認める場合は、軽微な変更該当しない旨の通知書により申請者に通知するものとする。

(工事監理報告)

第13条 工事監理者は、法第29条第1項の規定による認定の申請に係る建築物が、法第30条第8項の規定により建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けたものとみなす場合、建築基準法第7条第1項又は第18条第16項の規定による完了検査の申請を行う際に、評価項目に応じた工事監理が行われたことが確認できるよう、「省エネ基準工事監理報告書」及びその他参考となる事項を記載した書類を建築主事に提出するものとする。

- 2 前条の軽微な変更を行った場合は、前項に加え、「軽微な変更説明書」に必要な事項を記入して建築主事に提出するものとする。

(報告の徴収)

第14条 建築主は、法第29条第1項の規定による認定の申請に係る建築物の建築の工事を完了したときは、原則として「認定建築物エネルギー消費性能向上計画に基づく建築物の建築工事が完了した旨の報告書」に建築士による工事監理報告書等の必要図書を添えて、これによりがたい場合は、「認定建築物エネルギー消費性能向上計画に基づく建築物の建築工事が完了した旨の報告書」に建築工事の施工者による「建築物の建築工事を完了した旨の報告書」等の必要書類を添えて、認定建築物エネルギー消費性能向上計画に従って工事が行われた旨を市長に報告しなければならない。

- 2 法第32条により市長から報告を求められた建築主は、「認定建築物状況報告書」を提出しなければならない。

(改善命令)

第15条 法第33条の改善命令は、市長が必要と認めるときに、「改善に関する命令書」により行うこととする。

(認定の取消し)

第16条 法第34条の規定による認定の取消しは、市長が必要と認めるときに、「認定取消通知書」により行うこととする。

(認定手数料における床面積算定)

第17条 北九州市手数料条例第2条別表第120号の6における非住宅部分及び共同住宅等の共用部分の床面積の算定について、次の各号に該当する部分は除外する。

- 一 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令における算出方法等に係る事項(平成28年国土交通省告示第265号)別表第2の工場等の倉庫並びに屋外駐車場又は駐輪場の室用途として計算を行った非住宅部分
- 二 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令における算出方法等に係る事項別表第2の室用途の区分に類似の室用途が存在しない非住宅部分
- 三 基準省令第4条第3項2号の規定による場合の住宅の共用部分
- 四 一次エネルギー消費量の算定対象としない建築物の部分
 - ・工場における生産エリア
 - ・倉庫における冷凍室、冷蔵室及び定温室
 - ・データセンターにおける電算室
 - ・大学・研究所等におけるクリーンルーム等の特殊な目的のために設置される室

(複数棟連携における認定申請及び手数料)

第18条 法第29条第1項(法第31条第2項の規定により準用する場合を含む。)の規定により認定の申請をしようとする者で、法第29条第3項の規定による事項を記載する場合においては、施行規則第23条第2項に基づき、第3条に定める申請書及び図書に、他の建築物(複数ある場合はそれぞれの他の建築物。)に関する必要な図書を添えて市長に提出するものとする。

2 前項の図書が提出された場合は、法第30条第1項及び第3項の規定に基づき、申請建築物及び他の建築物(複数ある場合はそれぞれの他の建築物。)を該当申請の対象である建築物とし、それぞれの建築物について一の建築物とみなし審査するものとする。

3 前項により認定を受けた複数建築物について、法第31条第1項の規定により、建築物のエネルギー消費性能向上計画の変更の申請を行うにあたっては、当該変更の対象である建築物は、変更が行われる申請建築物及びその他の建築物(以下、「変更建築物」という。)並びに、法第29条第3項の規定により新たに記載される他の建築物(以下、「追加建築物」という。)とする。その場合において、追加建築物についての申請は法第29条第1項の規定に基づく認定の申請とみなすものとする。

- 4 北九州市手数料条例第2条別表第120号の6による手数料の算出については、第1項の申請においては、それぞれの建築物の審査に係る金額を合算したものとし、前項の変更の申請においては、変更建築物の審査に係る金額に追加建築物の審査に係る金額を合算したものとする。

(様式)

第19条 この要綱に関する必要な申請、申出等に必要な文書の様式に関しては、施行規則に定めるもののほか、都市戦略局長が別に定める。

(その他)

第20条 前条までの規定により難しい場合は、別途市長が定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年1月6日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表(認定申請に必要な図書:第5条第1項関係)

	(ア)	(イ)
(1)	第4条第1項の規定により審査機関の審査を受けた場合	第4条第2項に定める適合証の写し (注1)
(2)	法第30条第3項の通知(法第31条第2項の規定により準用する場合を含む。)があった場合において、当該申出に係る建築物エネルギー消費性能向上計画が、建築基準法第6条の3第1項の構造計算適合性判定の対象となる建築物に係る計画である場合	・指定構造計算適合性判定機関が発行する適合判定通知書の写し ・建築基準法施行規則第3条の7第1項第1号ロ(1)及び(2)に定める図書及び書類 (注2)
(3)	その他	認定の審査において必要と認める書類

(注1) (1)(イ)における適合書とは、以下のいずれかのものとする。

- ・審査機関が発行する誘導基準に適合していることを証する技術的審査適合証
- ・住宅品確法第6条第1項に規定する設計住宅性能評価書(日本住宅性能表示基準(平成13年国土交通省告示第1346号)に基づく断熱等性能等級5及び一次エネルギー消費量等級6に適合している場合に限る。)の写し(なお、令和4年9月30日以前に存在する建築物の住宅部分については、日本住宅性能表示基準に基づく一次エネルギー消費量等級5以上に適合していることとする。)

(注2) 市長が法第29条(法第31条第2項により準用する場合を含む。)の規定による認定をするまでの間に提出。